

取引実態の偽りはないが市場への影響を考慮

収益認識計上の虚偽記載で 株主の損害賠償請求を認容

売上の過大計上等の虚偽記載により株価が下がったとして株主から損害賠償を求められた事件で東京地方裁判所（下澤良太裁判長）は、虚偽記載は取引実態そのものを偽ったというものではなく、実現主義の原則に照らし、許容されない程度に前倒して売上計上をしたというものであるが、有価証券届出書は、被告株式のマザーズ市場への上場を行う直前に公募増資を行う際に提出されたものであることなどを考慮すると、被告株式に対する市場の評価に影響を与え得るものであったとし、約700万円の損害賠償請求を認めた（令和3年4月27日判決）。

上場前に提出した有価証券届出書に売上高の過大計上

本件は、当時の東京証券取引所マザーズ市場に上場するフィット（被告）が上場に先立って公募増資のために四国財務局長に提出した有価証券届出書に売上高の過大計上の虚偽記載があり、株価が下がったとして株主である原告（投資事業組合）が被告会社に対し、金融商品取引法21条の2第1項等に基づき、約1,800万円の支払いを求めた損害賠償請求事件である。

被告のフィットは、個人向けの投資用商品としての小型太陽光発電所の販売事業などを手掛ける会社だが、今回問題となったのはこの小型太陽光発電所の販売取引の収益認識基

準である。被告は、当初は発電設備を電力会社の送電又は配電線に接続した時点（系統連携日）で売上計上をしていたが、監査法人からの指摘事項を踏まえ、平成27年3月期以降は、工事注文書及び受領書の少なくとも2つの書類に基づき、太陽光発電所の引渡日をもって売上計上を行う方針に変更をしたが、実際には、注文書・受領書取得基準に基づく収益認識を行っていなかった。その後、監査法人から、期末監査の過程において被告の売上計上についての会計処理の前提となる事実の調査が必要であるとの指摘を受け、虚偽記載が発覚することになる（表参照）。

実現主義の原則では許容できない程度の前倒しでの売上計上だが

裁判所は、本件虚偽記載は取引実態そのものを偽ったというものではなく、実現主義の原則に照らし、許容されない程度に前倒して売上計上をしたというものであるが、届出書は被告株式のマザーズ市場への上場を行う直前に公募増資を行う際に提出されたものであ

ることや、虚偽記載に係る金額も、訂正後の売上高の約19%に相当する金額の売上高を過大に計上したり、第3四半期累計で平成27年度通期に匹敵する経常利益及び純利益が出ているかのような記載がされていたりすることを考慮すると、虚偽記載の内容は、客